

2024年度 ケアマネジャー現任研修 I

新人ケアマネジャーのための法令確認研修

【講義・演習】

▽日時 2024年5月20日(月) 10:00~16:00

▽会場 千葉市社会福祉研修センター研修室
(千葉市ハーモニープラザ B 棟2階)

▽募集定員 24名【先着順】

▽受講資格 居宅介護支援業務に従事されている方で、
①新人の方
②経験の浅い方
③新人ケアマネジャーの指導にあたる方
④法令確認に意欲のある方

▽受講料 無料

▽持参するもの 筆記用具

▽申し込み方法／受講申込書に必要事項を記入し、FAX もしくはメールにてお申し込みください。

▽最終締切／定員に達し次第

研修の方向性

居宅介護支援事業所は運営するにあたって守らなければならないルールが、運営基準として定められています。そして、運営基準を遵守しているかどうかは市町村の運営指導(実地指導)で定期的に確認されることとなります。

ケアマネジャーの仕事は「介護保険法(平成9年法律第123号)」「介護保険法施行規則(平成11年省令第36号)」「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号)」「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年老企第29号)」等で細かく規定されています。

新人の方を含め、ケアマネジャーは法的根拠をもって適切に業務にあたることが求められています。

今回の研修では、新人ケアマネジャーが特に理解していただきたい法令・条項をピックアップしてわかりやすく解説いたします。

事業所内での新人の方への指導にあたる方も、重要ポイントを確認していただくことが出来ます。

※なお、令和6年度の報酬改定に伴い新たに発出されるものについては、研修開催1週間前の状況を最新情報として取り扱わせていただきます。予めご承知おきください。

主催 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

千葉市社会福祉研修センター 担当 山村

TEL 043(209)8841 FAX 043(312)2943

メール yamamura-t@chiba-shakyo.jp